

経営情報ニュース



●Webサイトパック
ホームページ制作費0円
全て揃ったパッケージサービス
●SNS運用サポート
LINE@/facebookページ
<http://brain-works.jp/>

2018. 7. 30 (月) 発行

熱中症予防対策について

厳しい暑さが続いています。厚労省は、平成29年の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」を公表しました。また、これに合わせて、平成30年の職場における熱中症予防対策にも万全を期すよう呼びかけています。今回は、その概要を紹介いたします。基本的な熱中症予防対策を確認し、熱中症による体調不良や労働災害が起らないよう、職場で対策に取り組んでいただければと思います。

■平成29年の状況について■

平成29年の職場での熱中症による死傷者（死亡・休業4日以上）は544人となり、平成28年よりも82人増加し、うち死亡者は14人と、前年より2人増加しています。また、業種別に熱中症による死亡者をみると、建設業が最も多く、全体の約6割が建設業で発生しています。

■平成30年の熱中症予防対策■

今年の夏の気温は、東日本以西で高く、北日本でも平年並か高くなるが見込まれ、熱中症による労働災害が多く発生することが懸念されています。厚労省では、職場における熱中症予防対策として、5月1日から9月30日まで、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。個々の労働者に水分・塩分の摂取を呼び掛けるだけでなく、事業場として、予防管理者の選任など管理体制の確立を含めた対策の徹底を図るため、労働災害防止団体などとの連携や関係業界団体などへの関連情報の周知、関連情報の提供（特設サイトの開設）、協賛団体による支援などの取組が重点的に推進されています。



■事務所等、屋内業務での対策について■

事務所の室温について、事務所衛生基準規則第5条第3項により、空気調和設備を設けている場合は、室温が28度以下になるよう努めなければならないとされています。節電を実施する場合には、これを目安にして温度設定をすることが望まれます。

また、業種を問わず、「こまめな水分、塩分の補給」、「遮光カーテン等の活用、換気」、「通気性の良い衣服、吸湿・速乾の衣服の着用」、「氷、保冷剤等による体の冷却」、「外出時の帽子の着用、日傘の利用」等、基本的な熱中症の予防対策をするように心がけましょう。

労務管理 実務Q&A

労災による治療

当社社員のAは、約半年前に業務中に大けがをして3カ月間入院しました。その後、通院治療を行っていますが、まだ痛みなどが残っているようです。本人は仕事に復帰しようとする意欲はありますが、一方で“従来のように働けないかもしれない”と不安があるようです。労災保険はいつまで受けられるのでしょうか。

A 労災保険の療養補償給付は、傷病が治ゆ（症状固定）するまで受けることができます。この場合の治ゆとは、その傷病が治ったことだけ

を指すだけではなく、その症状が固定した場合やこれ以上の治療効果が見込めない場合も該当します。療養開始後1年6カ月を経過しても治ゆしていない場合で、障害の程度が重いときは傷病補償年金を受けることができます。傷病補償年金は、本人が申請するのではなく、労働基準監督署長の決定に基づき支給されます。



ご質問のAさんは、治ゆの状態にあるのかは不明ですが、医師から“治ゆしている”と言われている場合で、完治していない場合は、労災保険から次の支援を受けることができます。

- ① 治ゆした後に後遺障害が残った場合は、障害の程度に応じて障害補償年金を受けることができます。
- ② 特定の傷病に該当する場合は、「アフターケア」として1カ月に1回程度の診察、保健指導、検査等一定の範囲内で必要な措置およびそれに要した通院費の支給を受けることができます。

NEWS ダイジェスト

- 残業上限規制 45時間超で健康対策
厚労省は、2019年4月（中小企業は2020年4月）から導入される残業時間の上限規制について、月45時間を超えて残業させる場合、社員の健康確保の対策を定めるよう企業に義務付ける。勤務間インターバルなど内容は労使に委ねる。
- 受動喫煙対策強化の改正健康増進法成立
受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が成立した。まず年内に国や都道府県などが受動喫煙防止の周知・啓発を始め、2020年4月の全面施行で会社、ホテルのロビーなども原則屋内禁煙となる。ただし、喫煙専用室を設ければ喫煙は可能。